

(4) 前各号に定めるほか、乙が認める甲の活動又は活動支援

(備蓄物資の受領等)

第6条 甲は、備蓄物資を活用するにあたり、「申請書及び受取書」を、乙に提出するものとする。

(備蓄物資譲渡後の対応)

第7条 乙は、甲に譲渡した備蓄物資について、消費期限又は賞味期限が到来する日までは、その品質について保証する。ただし、甲に譲渡した備蓄物資について、甲が、品質が保持されるように適切に維持管理しなかったときは、この限りではない。



- 2 前項の規定にかかわらず、乙が甲に備蓄物資を譲渡する前の原因により事故が発生したときは、乙の責任とし、譲渡した後は甲の責任とする。
- 3 乙が甲に譲渡した備蓄物資が原因として事故が発生したときは、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明、事後の対応、再発防止等について、甲乙で協議し、その解決にあたるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に規定する条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙で協議の上、定めるものとする。

(覚書期間)

第9条 この覚書の期間は、覚書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも解除等の申し出がないときは、さらに1年間覚書を継続することとし、その後も同様とする。

甲及び乙は、この本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。



平成 31 年 3 月 14 日

甲

茨城県神栖市溝口1746-1

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会長 石田 達也



乙

三重県四日市市浮橋1丁目4-3

一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷 賢治

